地域介護サービスセンター　ラポール城南

介護予防短期入所生活介護　サービス利用契約書

〔　目　次　〕

第一章　総則	第五章　損害賠償（事業者の義務違反）
第１条（契約の目的）	第１４条（損害賠償責任）
第２条（契約期間）	第１５条（損害賠償がなされない場合）
第３条（介護予防短期入所生活介護計画の決定・変更）	第１６条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）
第４条（介護保険の基準サービス）	
第５条（介護保険の基準外サービス）	
第６条（契約期間と利用期間）	第六章　契約の終了
	第１７条（契約の終了事由）
第二章　サービスの利用と料金の支払い	第１８条（契約者からの中途解約等）
第７条（サービス利用料金の支払い）	第１９条（契約者からの契約解除）
第８条（利用の中止、変更）	第２０条（事業者からの契約解除）
第９条（利用料金の変更）	

第三章　事業者の義務等 第１０条（事業者及びサービス従事者の義務） 第１１条（守秘義務等） 第四章　契約者の責務 第１２条（契約者の自己実現の権利） 第１３条（契約者の施設利用上の注意義務等）	第七章　その他 第２１条（苦情処理） 第２２条（身元引受人） 第２３条（協議事項）

社会福祉法人いきいき福祉会

（２０２６年４月１日　改定）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下、「契約者」という）と社会福祉法人いきいき福祉会（以下、「事業者」という）は、契約者が自己決定により、地域介護サービスセンター　ラポール城南（以下、「事業所」という）において、事業者から提供される介護予防短期入所生活介護サービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約（以下、「本契約」という）を締結します。

資料 １

第一章　総則

（契約の目的）

第1条　事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、人権を尊重し、地域生活者の一人として契約者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援

することを目的として、生活の場の提供、及び契約者に対し第４条及び第５条に定める介護サービスを提供します。

２　事業者が契約者に対して実施する介護サービスの内容、利用期間は、介護予防短期入所生活介護計画の定めるとおりとします。

３　契約者は、第１７条に定める契約の終了事由がない限り、本契約に定めるところに従い、サービスを利用できるものとします。

（契約期間）

第２条　本契約の有効期間は、　　年　　月　　日から1年間とします。ただし、有効期間満了日までに、利用者からの意思表示がない場合は、この契約は自動的に1年間延長されるものとし、以降も同様とします。

（介護予防短期入所生活介護計画の決定・変更）

第３条　事業者は、契約者に係る介護予防サービス計画（介護予防ケアプラン）に沿って契約者の介護予防短期入所生活介護計画を作成するものとします。

２　事業者は、契約者に係る介護予防サービス計画（介護予防ケアプラン）が作成されていない場合でも、介護予防短期入所生活介護計画の作成を行います。その場合に、事業者は、契約者に対して、地域包括支援センター（介護予防支援事業）を紹介する等介護予防サービス計画（介護予防ケアプラン）作成のために必要な支援を行うものとします。

３　介護予防短期入所生活介護計画は、契約者及びその家族等に対して説明を行い、同意を得た上で決定し、介護予防短期入所生活介護計画書を交付します。

４　事業者は、介護予防サービス計画（介護予防ケアプラン）が変更された場合、もしくは契約者及びその家族等の要請に応じて、介護予防短期入所生活介護計画の変更の必要がある場合には、契約者及びその家族等と協議して介護予防短期入所生活介護計画を変更するものとします。

５　事業者は介護予防短期入所生活介護計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

（介護保険の基準サービス）

第４条　事業者は、介護保険給付対象サービスとして、契約者に対し、生活者として普通に暮す為に必要な身体的ケアや相談等の精神的ケアを行い、社会生活上の便宜、日常生活上の支援、機能訓練を行います。

（介護保険の基準外サービス）

第５条　事業者は契約者との合意に基づき、以下のサービスを提供するものとします。

一 契約者が選定する特別な食事（行事食・出前等）の提供

二 契約者に対する理美容サービス

三　教養娯楽設備等の提供あるいはレクリエーションの提供

四　契約者の希望による家電製品の電気使用料金

五　契約者の希望により、個人で使用する日常生活に必要な物品の提供

六　契約者の希望によるアロママッサージの提供

七　その他、料金表に定められている料金

２　前項のサービスについて、その利用料金は契約者が負担するものとします。

３　事業者は第１項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて契約者の家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

（契約期間と利用期間）

第６条　本契約でいう「契約期間」とは、第２条に定める契約の有効期間をいい、「利用期間」とは、第２条で定められた契約期間内において、事業者が契約者に対して、現に介護予防短期入所生活介護サービスを実施する期間をいいます。

第二章　サービスの利用と料金の支払い

（サービス利用料金の支払い）

第７条　事業者は、契約者が支払うべき介護保険給付サービスに要した費用について、契約者が介護サービス費として市町村から給付を受ける額（以下、介護保険給付額という）の限度において、契約者に代わって市町村から支払いを受けます。

２　契約者は、要介護度に応じて第４条に定めるサービスを受け、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分（自己負担分：通常は「介護保険負担割合証」に記載された割合（1割・2割もしくは３割）に滞在費、食費を加えた額）を事業者に支払うものとします。

但し、契約者がいまだ要支援認定を受けていない場合には、サービス利用料金をいったん

支払うものとします。（要支援認定後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。

３　第５条に定めるサービスについては、契約者は、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を支払うものとします。

４　前項の他、契約者の日常生活上必要となる諸費用実費（おむつ代を除く）を事業者に支払うものとします。

５　前４項に定めるサービス利用料金は利用日数に基づいて１か月ごとに計算し、契約者はこれを翌月２７日に事業者が指定する方法で支払うものとします。

（利用の中止、変更）

第８条　契約者は、第６条に定める利用期間前において、介護予防短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、契約者は実施日前日までに事業者に申し出るものとします。

２　契約者が、利用開始日に利用の中止を申し出た場合は、重要事項説明書に定める所定のキャンセル料を事業者に支払う場合があります。但し、契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

３　事業者は、第１項に基づく契約者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所が満室で契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期間を契約者に提示して協議するものとします。

４　契約者は、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第１３条第３項に基づく義務を事業者に対して負担しているときは、利用終了日に精算するものとします。

（利用料金の変更）

第９条　第７条第１項及び第２項に定めるサービス利用料金については、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービス利用料金を変更することができるものとします。

２　第７条第３項及び第４項に定めるサービス利用料金（食事代の標準自己負担額を除く）については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、契約者に対して、変更を行う日の２か月前までに説明をした上で、当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。

３　契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第三章　事業者の義務等

（事業者及びサービス従事者の義務）

第１０条　事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。

２　事業者は契約者の体調・健康状態からみて必要な場合には、主治医又は看護職員と連携し、契約者からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。

３　事業者及びサービス従事者は、契約者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他契約者の行動を制限する行為を行わないものとします。

４　事業者は、契約者に対する介護予防サービスの提供について記録を作成し、それを５年間保管し、契約者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。

（守秘義務等）

第１１条　事業者、サービス従事者又は従業員は、介護サービスを提供する上で知り得た契約者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続します。

２　事業者は、契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。

３　前２項にかかわらず、契約者に係る他の居宅介護支援事業者との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者又は契約者の家族等の個人情報を用いることができるものとします。

第四章　契約者の責務

（契約者の自己実現の権利）

第１２条　契約者は、心身の変化により、自身の意思を実現する能力に障がいなどを生じた時には、成年後見制度を利用し、自身の自己実現をすることができます。

２　事業者は、契約者に成年後見制度の情報提供を行い、その手続きについても、契約者の求めに応じて同様に支援を行います。

（契約者の施設利用上の注意義務等）

第１３条　契約者は居室及び共用施設、敷地を、生活の場として利用するものとします。

２　契約者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、事業者及びサービス従事者が契約者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。但し、その場合、事業者は、契約者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするものとします。

３　契約者は、事業所の設備について、故意又は重大な過失により滅失、破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、又は相当の代価を支払うものとします。

４　契約者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、契約者及びその家族等と事業者との協議により、居室又は共用施設、設備の利用方法等を決定するものとします。

第五章　損害賠償（事業者の義務違反）

（損害賠償責任）

第１４条　事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第１１条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。

　但し、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償額を減じることができるものとします。

２　事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

（損害賠償がなされない場合）

第１５条　事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

一　契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合

二　契約者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合

三　契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合

四　契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもっぱら起因して損害が発生した場合

五　契約者への直接的な身体介護にかかる以外の事由（例えば施設設計等への苦情）で、サービス利用の事前見学・面接及び重要事項説明書において確認を得ている事項

（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

第１６条　事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

第六章　契約の終了

（契約の終了事由）

第１７条　契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供するサービスを利用することができるものとします。

一 契約者が死亡した場合

二 要支援認定により契約者の心身の状況が自立（非該当）と認定された場合

三 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合

四　事業所の滅失や重大な毀損により、契約者にサービスの提供が不可能になった場合

五　事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

六　第１８条から第２０条に基づき本契約が解約又は解除された場合

（契約者からの中途解約等）

第１８条　契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の７日前までに事業者に届け出るものとします。

２　契約者は、第９条第３項の場合及び契約者が入院した場合には、本契約を即時に解約することができます。

３　契約者が、第１項の届け出を行わずに居室から退去した場合には、事業者が契約者の解約の意思を知った日をもって、本契約は解約されたものとします。

４　中途解約時の利用料金の計算は、第７条第５項の規定を準用します。

（契約者からの契約解除）

第１９条　契約者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

一　事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護サービスを実施しない場合

二　事業者もしくはサービス従事者が第１１条に定める守秘義務に違反した場合

三　事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

四　他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

（事業者からの契約解除）

第２０条　事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

一　契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

二　契約者による、第７条第１項から第４項に定めるサービス利用料金の支払いが２か月以上遅延し、催告にもかかわらず催告日より６０日経ってもこれが支払われない場合

三　契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

四　契約者またはその家族等が、事業所の職員に対して､身体的攻撃、精神的攻撃、セクハラ行為、不当な要求、継続的な、執拗な要求等を行い、または事業所の職員に関して誹謗中傷する等して、サービス提供の続行が困難な場合

五SNS（ソーシャルネットワークサービス）等への事業所について誹謗中傷する書き込みが発覚した場合

六　その他、当法人の作成している「カスタマーハラスメント防止対策指針」に準ずる行為がある場合

第七章　その他

（苦情処理）

第２１条　事業者は、その提供したサービスに関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

(身元引受人)

第２２条　事業者は契約者に対し、身元引受人を求めることがあります。ただし身元引受人を立てることができない相当の理由が認められる場合はこの限りではありません。

２　身元引受人は、次の各号の責任を負います。

一　契約者の契約上の債務について、契約者と連帯して責任を負うこと

二　契約者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続を行うこと

３　本契約に基づく契約者の事業者に対する一切の債務につき、本条第2項所定の極度額を上限として、契約者と連帯してその履行の責任を負います。

４　前項の身元引受人の負担は、極度額60万円を限度とします。

５　身元引受人は、契約者の契約上の債務について、契約者と連帯して責任を負うこと。

（協議事項）

第２３条　本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、契約者と誠意をもって協議するものとします。

上記の契約を証するため、本書２通を作成し、契約者、事業者が署名又は記名押印のうえ、各１通を保有するものとします。

年　　月　　日

契約者 住　　所

氏　　名　　印

代理人　住　　所

氏　　名　　印

（契約者との関係　　）

身元引受人　住　　所

氏　　名　　印

事業者　住　　所　　〒251-0862

神奈川県藤沢市稲荷３４５番地

法　人　名　　社会福祉法人いきいき福祉会

代表者氏名　　理事長　　小川　泰子 印